

パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る意見書を国に提出することを
求める請願

(福祉健康委員会付託)

受 理 番 号 第 3 2 号

受理年月日 令和 6 年 2 月 1 3 日

付託年月日 令和 6 年 2 月 2 1 日

請 願 者

紹 介 議 員 五十嵐 まさお

請 願 原 文 世界保健機関（以下「WHO」）では、新型コロナウイルス感染症の経験
を踏まえて将来の感染症の蔓延に備えるため、WHO憲章第21条に基づく国際
約束である国際保健規約（IHR2005）（以下「国際保健規則」）を改正すると
ともに、「パンデミックの予防、備え、対応に関するWHO条約、協定その他の国際
文章」（以下「パンデミック条約」）を新しく制定する協議が、令和3年12月のW
HO総会以降の政府間交渉会議（INB）において、同時並行で進められている。

令和6年5月のWHO総会には、パンデミック条約の草案及び国際保健規則の改
正案の提出が予定されている。

- 現在、WHOのウェブサイト等で公開されている英文等の草案及び修正案では、
- （1）加盟国がWHOの勧告に従うことを予め約束し、WHOの勧告に法的拘束力を
持たせる。
 - （2）WHOが国際的なワクチン分配計画を作成し、加盟国がこれに基づくワクチン
の製造や供給を行う。
 - （3）ワクチン等の健康製品の迅速な普及のため、先進国は、途上国に対する経済的、
技術的及び人的な提供等の援助義務が課せられる。

以上の内容が含まれており、加盟国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、保
健政策に関する国家主権の侵害となり、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼ
すことが懸念されるが、日本ではこれらの草案の内容や交渉過程が国民に十分周知
されているとは言い難い状況にある。

つきましては、日本国民の基本的人権や主権に関する事項につき、国全体で十分
な議論がなされるよう、下記の項目を国に意見書として提出するよう請願いたしま
す。

(裏面に続く)

記

- 1 現在、WHO総会で行われているパンデミック条約の草案及び国際保健規則の改正案に関する協議内容や国民生活への影響等を、分かりやすく国民に周知すること。
- 2 議員、有識者、その他一般国民から意見を聴取する手続きを早期に開始すること。